

2 - 5 . 亀山市

(1) 事業計画

1) 現状

地域における若者の現状

・青少年をめぐる非行状況としては、昨年、携帯電話の出会い系サイトをきっかけとした市内中学生に対する身代金要求の誘拐事件が発生したり、小学校敷地内における「ガスパン遊び」が若者の間で行われていたりする状況等があった。しかし、亀山警察署管内の少年非行の状況は、平成14年度、15年度をピークに減少している。

図表 35 【非行少年の状況】(亀山警察署提供資料)

	平成18年中	平成19年中	増減数
刑法犯少年	36	25	- 11
特別法犯少年	0	4	+ 4
計	36	29	- 7

図表 36 【不良行為少年の状況】(亀山警察署提供資料)

	平成18年中	平成19年中	増減数
不良行為少年	823	654	- 169

図表 37 【平成19年中の不良行為別・学識別状況】(亀山警察署提供資料)

	喫煙	飲酒	暴走行為	深夜はいかい	不良交友	その他	合計
小学生				2			2
中学生	3			41		3	47
高校生	90	1	5	226		1	323
大学生	6	1		1			8
各種学校生	7			4	1		12
有識少年	95	5	2	48		2	152
無職少年	58		2	50			110
合計	259	7	9	372	1	6	654
%	39.6	1.1	1.4	56.9	0.1	0.9	

高校生が全体の49.4%を占めている。

高校生と有識少年の深夜はいかいが目立っている。

喫煙の34.7%を高校生が占めている。

- ・ 亀山市青少年補導センターによる補導状況は、平成 18 年度では、中学生のノーヘル(143)、喫煙(51)、怠学・怠業(38)、自転車2人乗り(38)、危険行為(17)という状況であったが、平成 19 年度では、中学生のノーヘル(66)、自転車2人乗り(38)、怠学・怠業(36)、危険行為(23)、喫煙(13)という状況となり、補導件数も 2/3 に減ってきている。ただし、喫煙の多くは高校生や有職少年、怠学・怠業の多くは高校生が対象となっている。相談業務については、体制が整っていないが、1年間で倍増(平成 19 年度 22 件)している。
- ・ いわゆる「声かけ事案」と言われる事象や不審者出没事案が増えてきている。平成 20 年 2 月と 3 月、立て続けに強盗致傷事件が 2 件発生したり、昨年度 1 年間で 26 件、今年度に入ってすでに 10 件近くの少年少女に対する声かけ事案が発生したりしており、体感治安は安心できる状況ではない。そこで、関係者一同、「多くの人々が往来する町」という認識を持つと共に、市内のインターや無人駅に防犯カメラを設置したり、一般市民への情報提供に努めたりしているところである。

図表 38 【声かけ事案等の発生状況】

	強制わいせつ系	公然わいせつ系	連れ去り系	その他	合計
平成17年度	1	3	14	14	18
平成18年度	2	13	9	9	25
平成19年度	6	5	15	15	26

- ・ 市内児童生徒の問題行動の状況は、次の通りであり、件数としては減少傾向にある(平成 18 年度に「いじめ」の件数が急増しているのは調査方法に変更があったため)。しかし、器物破損や暴力行為に走る生徒もみられ、いじめの問題や不登校と合わせて、家庭や本人を取り巻く複雑、かつ多様な背景が起因していることが多い。

図表 39 【問題行動の発生状況（教育委員会報告数）】

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
対教師暴力	7	1	0
生徒間暴力	18	28	14
対人暴力	0	1	0
器物破損	11	5	4
(小計)	(36)	(35)	(18)
窃盗・万引き	6	20	12
薬物の吸引	0	0	0
家出・無断外泊	10	11	0
恐喝・金銭強要	4	2	2
無免許運転	4	4	0
不純異性交遊	4	3	3
喫煙	26	9	10
飲酒	5	2	0
いじめ	3	30	16
その他	33	0	12
(小計)	(95)	(81)	(55)
合計	131	116	73

- ・市内児童生徒の不登校、引きこもりについては、ここ 10 数年、増えたり減ったりという状態であり、課題として挙げられる。近年、問題行動と併せ、これらの児童生徒の多くは、家庭環境に恵まれていない状況や何らかの発達障害との関連があるという一面が分かってきている。

図表 40 【不登校・不登校気味の児童生徒数】（亀山市適応指導教室調査）

		4月	5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成 17 年度	小学生	9	9	10	10	10	10	11	13	13	14	13
	中学生	19	17	21	19	24	26	28	28	30	32	32
平成 18 年度	小学生	15	13	12	13	14	14	13	14	14	14	14
	中学生	24	26	29	29	38	34	40	41	43	39	35
平成 19 年度	小学生	4	5	8	8	8	10	11	14	16	16	15
	中学生	29	30	33	31	35	35	37	36	40	43	43

8月についてはデータの正確性の担保ができていないため掲載していない。

図表 41 【平成19年度 適応指導教室における電話相談】

(相談者は小・中学生、保護者、担任他)

対象月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
小学生	22	15	22	8	15	24	19	18	17	23	20	19	222
中学生	38	29	56	47	43	60	47	48	24	48	44	47	531
その他	8	17	18	12	14	14	17	16	12	5	14	18	165
合計	68	61	96	67	72	98	83	82	53	76	78	84	918

図表 42 【平成19年度 適応指導教室における面接相談】

(相談者は小・中学生、保護者、担任他)

対象月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
小学生	5	6	9	10	7	11	9	12	8	16	13	8	114
中学生	16	12	25	15	9	21	10	12	12	20	16	13	181
その他	1	2	6	1	0	5	2	6	1	1	2	1	28
合計	22	20	40	26	16	37	21	30	21	37	31	22	323

- ・高校生等の不登校も、小中学生と同様の状況がみられ、18歳以上の引きこもりやニートの課題も深刻なものがある。これらは、正確な実態や様相の把握が困難な状況であることも大きな課題である。
- ・亀山市内において、保護司にお世話になっている者のほとんどが少年、あるいは20歳代の前半という実態もあり、20名ほどの対象者が自立に向けた支援を受けている。
- ・亀山市では、福祉、教育、保健及び医療との連絡調整をしながら、0歳児から概ね18歳までの要支援児童・生徒、及びその関係者を対象とした相談や研修等の機関として、子ども総合支援室がある。そこでは、北勢児童相談所や警察、青少年補導センター、医療機関、適応指導教室、学校等との連携を含め、平成19年度、相談等の活動は年間688件（電話相談を含む）行われている。この支援を要する子どもの数は、増加傾向にあると言える状況である。

現在の支援の状況

- ・亀山市青少年補導センターの職員は、亀山市教育委員会生涯学習室と兼務の所長、主任以外に、5名の補導員がいる。しかし、補導員の業務は、毎日午前と午後の補導活動が中心であり、相談活動や支援活動に至っては、時間と場所が保障されておらず、人員確保のうえでも十分な相談支援が出来ていない。したがって、巡回補導や特別補導の際に声をかけたことをきっかけとした青少年との関わりに留まっている。また、各コミュニティからの推薦を受けた50名の補導委員に至っては、地域内の街頭補導、声かけで留まっている状態である。他機関とは、個別ケースごとに訪問・電話・ファクシミリによるネットワーク等により連絡や情報共有を行っているが、専門家の指導助言は不可欠で

ある。

- ・小・中学校の問題行動等については、生徒指導担当指導主事（教育委員会学校教育室と保健福祉部子ども総合支援室の兼務）を中心とした生徒指導サポート室が中核となり、非行問題の未然防止から現在、及び将来を見通した指導・援助を行っている。その活動としては、問題行動の把握や学校訪問、虐待のグレーゾーン調査、亀山市教育サポート推進委員会の開催、臨床心理士による事例検討会等の開催、就学指導を含む各種相談等である。中でも、教育サポート推進委員会（推進委員 16 名）は、学校だけで対応が困難な場合や卒業後の対応策として、地区別ケース会議や地域協力者によるフォローが行われている。また、各種機関に協力を要請してサポートチームを編成して対応に当たることもある。生徒指導担当指導主事は、教育委員会学校教育室と保健福祉部子ども総合支援室を兼務していることから、対象児童生徒の特徴や学校・家庭における状況などについて、最も正確に把握していることが多い。他機関とは、必要に応じて、必要な機関と、個別ケースごとに相談を行っているが、専門家の指導助言は不可欠である。
- ・不登校の子どもたちや保護者の不安や悩みの相談を受け、学校復帰を支援する機関として、亀山市適応指導教室（指導員 2 名）がある。また、適応指導教室に通うことのできる子どもを受け入れ（平成 19 年度は最大 16 名）、地域ボランティアや青年ボランティア等の協力も得ながら学校復帰を手伝っている。カウンセラーを招いたケース会議や子ども総合支援室からのスーパーバイズをいただきながらの検討会等を開催しているが、今後も、継続的な専門家の助言が必要である。また、個に応じた対応や引きこもり対応のために指導員の増員や教室の拡張が必要である。
- ・平成 17 年度から、次世代育成支援行動計画のもと、市の保健福祉部に、子ども総合支援室を設置しており、前述の通り、関係機関が連携し、0 歳から 18 歳に達するまでの子どもに関する相談窓口を一元化している。そして、関係機関の連携や関係職員に対する支援、子どもの情報いわゆるケースファイルの共有化、また子ども臨床に関する情報発信や企画提言などに取り組んでおり、特別な支援を要する子どもたちやその関係者を総合的に支援している。その構成員は、臨床心理士、社会福祉士、保健師、指導主事（教育委員会兼務）、保育士（子育て支援センター兼務）、心理職員、女性相談員、家庭相談員、事務補助員に加え、スーパーバイザーとして小児科医師がいる。個々の職員が専門性を発揮しながら他機関とネットワークを構築しており、市内外から高く評価されている。

2)課題

支援員に関する課題

- ・ 亀山市保健福祉部の子育て支援センター及び子ども総合支援室の設置により、概ね 18 歳までのつなぎや支援の体制は整ってきているが、進学をしない中学卒業生や高校中退生、18 歳以上の支援を要する若者に対する対応に弱みがある。
- ・ 虐待、非行、引きこもり、ニート、発達障害等、ケースが多様化するなかで、若者に関わる支援員や相談員が専門知識を体系的に学ぶ機会が準備されていない。
- ・ 関係機関において、同様に支援を行う担当者との認識がずれているケースが垣間見られる。

連携に関する課題

- ・ 子育て支援センター及び子ども総合支援室を核とする、北勢児童相談所や警察、青少年補導センター、医療機関、適応指導教室、生徒指導サポート室、学校、保育所との連携体制に、亀山保護司会や就労支援機関、民生児童委員、青少年育成組織などを加えたネットワークの拡充が求められる。
- ・ 各機関における役割を再確認すると共に、情報共有や対策支援会議等の仕組み作りが出来ていない。

3)達成イメージ

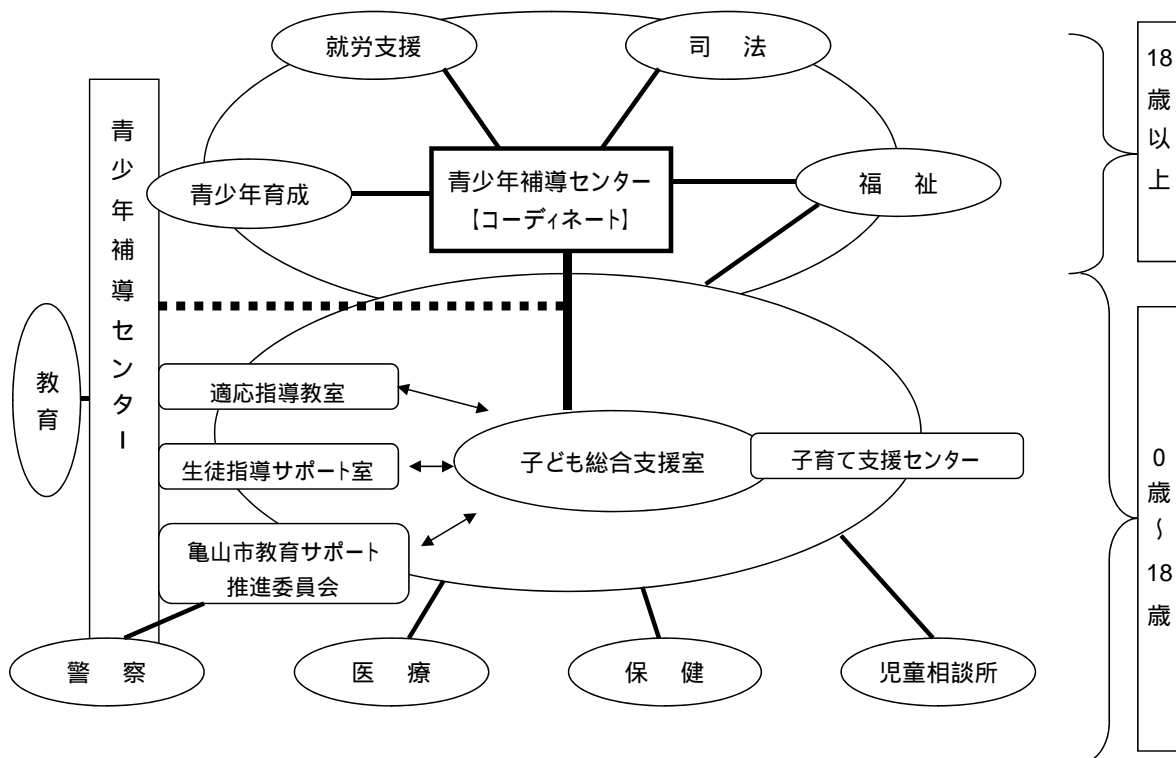
支援員に関する「めざす状態」

- ・ 青少年補導センターの担当者に限らず、関係機関における支援員・相談員が基礎知識を体系的に習得し、共通の認識を持つことができる状態。
- ・ 次年度以降、必要に応じて支援員・相談員をまとめてコーディネートする組織機関を構築し、そのような人材が輩出できる状態。

連携に関する「めざす状態」

- ・ 関係する機関がお互いの役割を確認し、情報共有できる状態。
- ・ 情報交換、ケース検討等ができる会議体が運営され、必要な議論が行われる状態。
- ・ 次年度以降目指す状態としての地域版ポンチ画（下図）を参考に、より良い姿を構築すると共に、青少年補導センターの位置付けが明らかになっている状態。

図表 43 【連携に関するめざす状態のイメージ図】



4)実行計画

全体像

- ・研修・養成プログラムに基づきユースアドバイザー（若者の自立支援に対応する専門的な相談員）を養成するための講習会を実施する。
- ・青少年補導センター等を中核機関とし、様々な問題を抱える若者を個別的・継続的に支援する体制を整備していくモデル事業に取り組み、その結果を踏まえ、若者に対する効果的な自立支援の在り方を明らかにする。

地方企画委員会

- ・学識経験者等及び連携する各関係機関の代表からなる地方企画委員会において、関係機関における取組や連携に関して生じた課題及び実施結果を踏まえた効果的な取組の在り方を検討する。
- ・年に3～4回開催し、計画、及び取組の進捗状況やまとめについて協議、助言を行う。

ユースアドバイザー定例会議

- ・亀山市内の若者支援に関わる相談員が定期的に集まり、各相談員及び相談機関の取組状況や課題について検討する。
- ・定例会議の構成員は、ユースアドバイザー養成講習の受講者を中心とし、必要に応じて関係者を招へいする。（亀山市適応指導教室指導員や亀山市教育サポート推進委員と連携を図る。）
- ・1～2ヶ月に1度の割合で、実際の事例を元に意見交換、検討していく。

ユースアドバイザー養成講習会

- ・若者支援に関わる相談・支援機関で活動するユースアドバイザーを養成するため、研修・養成プログラムに基づき、「ユースアドバイザー養成講習会」を実施する。

(2)実施事項

1)参加主体

・亀山市においては、「教育」、「福祉」を中心とした機関の参画が多い。地方企画委員会には、三重県担当者や民間企業もメンバーとして参加している。

図表 44 亀山市における参加主体一覧

事業種別	機関種別	機関の主な対象・目的種別			
		教育系	福祉系	就労系	その他
地方企画委員会	公共	<ul style="list-style-type: none"> ・三重県立亀山高校校長 ・亀山市中学校長 ・亀山市少年補導センター ・亀山市教育委員会 ・亀山市教育研究所 	<ul style="list-style-type: none"> ・三重県鈴鹿保健福祉事務所 ・三重県生活・文化部若年者自立支援特命監 ・亀山市子ども総合支援室 	<ul style="list-style-type: none"> ・若者就労支援サポートステーションみえ 	<ul style="list-style-type: none"> ・亀山市商工会議所 ・亀山警察署生活安全課
	民間	<ul style="list-style-type: none"> ・四日市大学 	<ul style="list-style-type: none"> ・亀山保護区保護司会 		<ul style="list-style-type: none"> ・(有)M サポート
定例会議	公共	<ul style="list-style-type: none"> ・亀山市少年補導センター ・亀山市教育委員会 ・亀山市教育研究所 ・亀山市適応指導教室 	<ul style="list-style-type: none"> ・亀山市子ども総合支援室 ・亀山市高齢・障害支援室 ・亀山市民生・児童委員協議会 	<ul style="list-style-type: none"> ・三重県若者自立支援センター ・若者就労支援サポートステーションみえ 	
	民間	<ul style="list-style-type: none"> ・亀山生涯学習インストラクター「ミナビィー」の会 ・四日市大学 	<ul style="list-style-type: none"> ・亀山保護区保護司会 		
講習会	公共	<ul style="list-style-type: none"> ・亀山市少年補導センター ・亀山市教育委員会 ・亀山市教育研究所 ・亀山市適応指導教室 	<ul style="list-style-type: none"> ・亀山市子ども総合支援室 ・亀山市高齢・障害支援室 ・亀山市民生・児童委員協議会 	<ul style="list-style-type: none"> ・三重県若者自立支援センター ・若者就労支援サポートステーションみえ 	<ul style="list-style-type: none"> ・亀山市観光振興室
	民間	<ul style="list-style-type: none"> ・亀山生涯学習インストラクター「ミナビィー」の会 	<ul style="list-style-type: none"> ・亀山保護区保護司会 		

2) 地方企画委員会

- ・平成 20 年度においては、「顔の見える関係づくり」を目指して、各機関の活動内容、情報の共有、連携に関する議論を行う。

図表 45 亀山市における地方企画委員会実施内容

回	日程	議題	議論結果・決定事項
1	7/28	1. 内閣府若者支援体制整備モデル事業の概要 2. 亀山市における本年度の事業計画書(案) 3. 意見交換(亀山市における若者支援体制の構築目標、養成講習会、定例会議)	ユースアドバイザー定例会議、養成講習会への参加呼びかけ
2	2/2	1. 平成 20 年度ユースアドバイザー養成講習会及び定例会議を振り返って 2. 平成 21 年度事業計画の方向性	平成 21 年度以降も若者支援事業の継続的な実施が重要

3) ユースアドバイザー定例会議

- ・平成 20 年度においては、「顔の見える関係づくり」を目指して、各機関の活動内容、情報の共有、連携に関する議論を行う。具体的には、ケース検討会議等を通して、ケースへの理解を深め、支援活動における連携を強化する。

図表 46 亀山市におけるユースアドバイザー定例会議実施内容

回	日程	実施内容
1	7/29	1. 内閣府若者支援体制整備モデル事業の概要 2. 亀山市における本年度の事業計画書(案) 3. 意見交換(定例会の開催時期、修了証の発行、守秘義務)
2	8/19	1. 引きこもり事例の紹介 2. 事例の対応方針及び各機関の連携のあり方の検討
3	10/20	1. ネグレクト事例の紹介 2. 事例の対応方針及び各機関の連携のあり方の検討
4	12/19	1. 事例の紹介 2. アセスメントと支援計画の検討 3. 事例の対応方針及び各機関の連携のあり方の検討

4) ユースアドバイザー養成講習会

- ・関係各機関における支援員・相談員が若者支援に係る就労や非行、不登校、メンタルヘルス等、基礎的知識を幅広く習得することを目指す。

図表 47 亀山市におけるユースアドバイザー養成講習会議実施内容

回	日程	講習内容		手法	時間	講師
1	7/29		内閣府若者支援体制整備モデル事業の概要	講義	90分	放送大学教養学部教授 宮本みち子
			若者をめぐる状況と自立支援の現状	講義	90分	
2	8/6		学校から職業生活への移行、雇用、就労をめぐる状況	講義	90分	三重県労働局職業安定部 職業安定課若年者雇用対策室長 杉本公紀
			労働環境について、就労支援について	講義	90分	
3	8/19		若者の非行、犯罪について	講義	90分	宮川医療少年院長 小栗 正幸
4	9/29		公的扶助、障害者福祉の仕組み	講義	90分	三重短期大学非常勤講師 小野田正晴
			アウトリーチ（訪問支援）について	講義	60分	
5	10/20		思春期の子どもこのころの障害について	講義	120分	国府台病院第2病棟部長 斉藤万比古
6	11/17		ケース検討会にのぞむに当たって	講義	80分	あすなる学園園長（三重県立小児医療センター） 西田寿美
			ケース検討会の在り方及びアセスメント・支援計画について	実習	90分	
7	12/19		地域における若者支援体制の充実に向けて	講義	90分	亀山市保健福祉部子ども総合支援室長 志村浩二
8	1/6		次年度の展望（グループワーク学習）	講義	90分	四日市大学総合政策学部教授 谷岡経津子
			まとめ（地域における若者支援体制の充実に向けて）	実習	90分	

(3)成果

1)目指す状態(再掲)

連携体制整備に関して

関係する機関がお互いの役割を確認し、情報共有できる状態。

- ・情報交換、ケース検討等ができる会議体が運営され、必要な議論が行われる状態。
- ・次年度以降目指す状態としての地域版連携図(図表42)を参考に、より良い姿を構築すると共に、青少年補導センターの位置付けが明らかになっている状態。

ユースアドバイザー養成に関して

- ・青少年補導センターの担当者に限らず、関係機関における支援員・相談員が基礎知識を体系的に習得し、共通の認識を持つことができる状態。
- ・次年度以降、必要に応じて支援員・相談員をまとめてコーディネートする組織機関を構築し、そのような人材が輩出できる状態。

2)成果

連携体制整備に関して

- ・中核機関を中心に関係する機関がお互いの役割を確認し、情報共有・検討できる連携体制を整備することができた。
- ・「青少年補導センターたより」(隔月)を発行し、若者支援体制整備モデル事業への取組や通常業務から明らかになった青少年の状況等を関係者に情報発信していくことに努め、相談件数が3倍強に増えた。
- ・青少年補導センターを単なる補導業務中心の機関にとどめず、青少年支援機関にしていく方向性を見出すことができた。

(地方企画委員会における成果)

- ・参加機関間で活発な意見交換がなされ、お互いの役割を確認し、情報共有を進めることができた。
- ・18歳児までを対象としている亀山市子ども総合支援室からの「つなぎ」の必要性や、青少年の健全育成や社会的自立支援という観点から、医療や福祉機関に相談をされていないケースが相当数あることも判明し、青少年補導センターを青少年の支援機関の中核として機能させることを前提に、行政、教育、就労、保健福祉、警察、青少年育成団体、県関係者等の各機関代表者や担当者レベルでの情報交換・情報共有の場を確保していく必要性も協議することができた。

(定例会議を開催における成果)

- ・参加機関間の専門性と職種の内容を理解することができた。また、実際の事例をケース検討することにより、異なった見解や手法を学ぶことができると共に、チームとして活動することの意義を見出すことができた。
- ・定例会議において実際にケース検討及び情報交換を行った事例(母親によるネグレクト)について、検討後に各参加機関が継続して対応した結果、好転した事例も見られた。

ユースアドバイザー養成に関して

- ・青少年補導センターの担当者のみならず、関係機関から多くの参加者が講習会を受講し、基礎知識を体系的に習得することができた。また、出席率は非常に高く、参加者の約9割にあたる23名のユースアドバイザーを今年度は養成することができた。
- ・今年度、ユースアドバイザー受講者を公募とせず、広く関係機関に呼びかけたことにより、結果として他部署の役割や実情を知ることができると共に、今後の活用の幅や可能性が広がった。
- ・地域で活動する関連支援者に基礎的な知識が身についたといえる。受講前後の知識・スキルについても全般的に向上が見られる。

図表 48 ユースアドバイザー養成講習会の満足度
 (とても満足5、満足4、普通3、不満足2、とても不満足1)

分類	番号	アンケート項目	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	平均
研修テーマ・内容について	1	直面する課題、知りたい内容などニーズへの合致度	3.60	3.50	4.45	3.94	3.84	4.25	4.44	4.06	4.01
	2	社会的トレンド、問題意識の高まりへの合致度	3.75	3.52	4.30	3.86	3.89	4.15	4.39	4.18	4.01
	3	内容の専門性の程度	4.10	3.69	4.57	3.82	4.21	4.15	4.56	3.88	4.12
	4	内容のわかりやすさ	4.15	3.44	4.52	3.96	3.58	4.20	4.78	4.18	4.10
	5	内容の新しさ(新たな知識の修得ができたか)	4.10	3.52	4.24	3.72	4.05	3.95	4.28	4.29	4.02
研修の実施方法	6	講師の知識の豊富さ、ノウハウ熟知の程度	4.60	3.64	4.71	4.03	4.32	4.35	4.78	4.06	4.31
	7	講師の教え方のうまさ	4.05	3.18	4.67	3.89	3.82	4.15	4.78	4.29	4.10
	8	教材のわかりやすさ、見やすさ	3.70	3.42	4.14	3.63	3.63	3.85	4.28	3.94	3.82
	9	研修手法の適切さ	3.75	3.08	4.20	3.57	3.84	3.80	4.50	4.41	3.89
	10	講義時間の適当さ	3.50	3.45	3.86	3.45	3.74	3.72	3.89	4.18	3.72
	11	研修設備(研修室、OA機器等)の充実度	3.15	3.03	3.52	3.47	3.72	3.63	3.94	3.75	3.53
	12	研修場所の利便性(団体からの距離、自動車の利用等)	3.55	3.58	3.75	3.56	3.67	3.79	4.18	4.00	3.76
	13	研修開催時期の適切さ(団体の業務の繁忙に即しているか)	3.40	3.38	3.48	3.27	3.33	3.53	3.82	3.87	3.51

図表 49 ユースアドバイザー養成講習会受講前後の知識・スキルの変化

講習内容	チェック項目	受講後	受講前	受講後に伸びた割合
制度の内容及び業務の内容	1 ユースアドバイザーの役割や若者支援ネットワーク構想の経緯を理解している	4.19	3.65	0.54
	2 対象者の早期発見による支援開始の意義を理解している	4.57	3.90	0.67
	3 生活訓練、就労体験、職業体験の効果を理解している	4.24	3.52	0.72
	4 個別のニーズに対応した包括的で継続的な支援の意義を理解している	4.52	3.70	0.82
	5 海外での若者支援における関係機関の連携の状況やその意義を理解している	3.38	2.33	1.05
	6 支援者の実態を理解している	3.81	2.86	0.95
	7 研修・養成プログラムの定型化の重要性を理解している	4.10	3.33	0.77
	8 海外（イギリス・オーストラリア・フランス）における若者自立支援の概要とそのしくみを理解している	3.33	2.14	1.19
	9 社会的排除に対する海外の経験について理解し、若者自立支援の今後の課題を理解している	3.48	2.24	1.24
若者をめぐる状況と自立支援の現状	10 若者の人口・世帯構造の変化（少子化、晩婚・非婚化）について理解している	4.38	3.62	0.76
	11 若者の自立支援の現状について理解している	4.29	3.19	1.10
学校から職業生活への移行、雇用・就労をめぐる状況	12 学校から職業生活への移行過程の現状について理解している	4.05	2.86	0.96
労働環境について（職業紹介も含む）、就労支援について	13 不就労・早期離職を含めた雇用・就労をめぐる全般的な現状について理解している	4.10	3.14	0.96
	14 労働環境（職業紹介を含む。）の仕組みを理解し、支援する際に活用できる	3.95	3.29	0.67
不登校、高校中退について、若者のひきこもりについて	15 不登校、高校中退について、その特徴と対応の在り方について理解している	4.33	3.05	1.28
	16 若者のひきこもりについて、その特徴と対応の在り方について理解している	4.38	2.90	1.48
若者のメンタルヘルスについて（知的障害、発達障害、精神障害を含む）	17 知的障害、発達障害について、その特徴と対応の在り方について理解している	4.29	3.14	1.15
	18 精神障害（社会不安障害を含む）について、その特徴と対応の在り方について理解している	3.95	3.24	0.71
若者の非行、犯罪について、少年司法の仕組みについて	19 若者の非行及び犯罪の現状について理解している	4.14	3.24	0.90
	20 少年司法の仕組みを理解し、支援する際に活用できる	3.62	3.43	0.19
薬物依存（麻薬、覚せい剤、向精神薬、アルコール等）について	21 薬物乱用（麻薬、覚せい剤、向精神薬、アルコール等）について、その特徴と対応の在り方について理解している	4.05	3.24	0.81
公的扶助、障害者福祉の仕組み	22 公的扶助の仕組みを理解し、支援する際に活用できる	3.62	3.29	0.33
	23 障害者福祉の仕組みを理解し、支援する際に活用できる	3.62	2.90	0.72
ネットワークの構築と個人情報保護について	24 ネットワークを構築する意味を理解している	4.33	3.24	1.09
	25 個人情報の保護・管理に関する基礎的な知識を持っている	4.48	3.48	1.00
	26 個人情報を関係機関内において共有するために必要な方策について理解し、実行できる	4.33	3.24	1.09
	27 若者支援ネットワークにおける個人情報の共有の考え方について理解し、実行できる	4.10	3.00	1.10
	28 生活保護ソーシャルワーカーの関係機関・関連専門職との連携、協働の意義について理解している	4.10	3.00	1.10
	29 子どもの心の問題をめぐるネットワーク構築の必要性についてその意義を理解している	4.24	3.33	0.91
アセスメントと支援計画	30 若者支援ネットワークに望まれる特性について、その意義を理解している	4.14	3.10	1.04
	31 アセスメント（対象者の現状・問題点等の査定）のための面接の方法を理解し、実行できる	3.76	2.57	1.19
	32 アセスメント（対象者の現状・問題点等の査定）のための心理検査における留意点や主な心理検査について、理解している	3.48	2.48	1.00
	33 アセスメント（対象者の現状・問題点等の査定）のまとめ方を理解し、実行できる	3.57	2.43	1.14
ケース検討会のあり方	34 ニーズにあった支援計画の作成及び評価方法を理解した上で支援計画を作成できる	3.62	2.33	1.29
	35 ケース検討会、担当者レベルでの会合の進め方について理解している	4.00	2.62	1.38
『動機付け面接』など効果的な面接方法の実習	36 動機付け面接の意義を理解している	3.67	2.29	1.38
	37 動機付け面接の基礎知識を理解し、支援する際に活用できる	3.48	2.10	1.38
SSTなどグループワーク実習	38 グループワーク（グループを用いた支援）の意義やその概要を理解している	4.14	2.95	1.19
	39 若者の発達課題とそれに対応したグループワーク（グループを用いた支援）のもつ効果について理解している	4.10	2.86	1.25
	40 グループワーク（グループを用いた支援）の方法、技法について理解し、実行できる	3.86	2.71	1.15
	41 認知行動療法の内容・原則や活用場面などについて理解している	3.67	2.43	1.24
	42 SST（ソーシャル・スキル・トレーニング）の内容・流れについて理解している	3.52	2.52	1.00
アウトリーチ（訪問支援）について	43 アウトリーチ（訪問支援）の目的や概要を理解している	3.95	2.57	1.38
	44 アウトリーチ（訪問支援）におけるユースアドバイザーの役割を理解し、実行できる	3.76	2.29	1.47
	45 相談室対応とは異なるアウトリーチの特殊性を理解している	3.38	2.33	1.05
	46 アウトリーチ（訪問支援）の様々な形式や支援過程について理解し、実行できる	3.43	2.29	1.14

(4)課題と今後の方向性

1)連携体制整備に関して

中核機関における課題

- ・支援員・相談員を必要に応じてまとめてコーディネートする組織構築が今年度は行うことができなかった。その対応策として平成 21 年度に青少年補導センターの組織改革を検討中である。具体的には、「青少年総合対策推進法」(仮称)に盛り込まれている「0歳～18歳」及び「18歳以上の若者(概ね30歳まで)」に対する支援を一貫して行うワンストップ窓口「青少年総合支援センター」への改革を考えており、関係機関との調整を図りつつ今後いかにそれらを行っていくかが課題である。

地方企画委員会における課題

- ・地域における若者支援の方向性や取り組みが定まっていない状況下では、事業初年度から関係機関間の連携強化を図ることは困難であった。
- ・進学をしない中学卒業生や高校中退生、18歳以上の支援を要する若者(概ね30歳まで)に対する切れ目のない支援に向けて、関係機関の連携強化策を検討する必要がある。

定例会議における課題

- ・ケース検討を中心に開催したが、参加者はケース検討に不慣れであり、ケース検討の在り方を学習している状況である。今後、専門家を交え、ケース検討のノウハウをさらに蓄積し実効あるものにしていく必要がある。

2)ユースアドバイザー養成に関して

- ・スキルアップ研修・フォローアップ研修を計画的・体系的に企画していくと共に、ユースアドバイザーが機能するためのコーディネーターを中核機関に配置していくことが求められる。
- ・月1回のペースで3～4時間に及ぶユースアドバイザー養成講習会開催は、中核機関の事務執行上、負担が重い。